

令和8年度土浦市結婚支援イベント 開催業務委託事業者応募要領

1 趣旨

土浦市において、結婚相談所への登録や婚活イベントへの参加に比べ、心理的ハードルが低く気軽に参加しやすいイベントを開催することで、漠然と結婚を考えている若者や異性との出会いを希望しているが行動を起こせていない人等の参加を促進し、結婚観の醸成や婚活を始める動機づけを行い、結婚を希望する人の結婚への第一歩を後押しすることを目的とする。

この応募要領は、より優れた結婚支援イベントを開催するため、令和8年度土浦市結婚支援イベント開催業務委託の契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式によって特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 募集する企画提案に係る業務

令和8年度土浦市結婚支援イベント開催業務委託

3 委託する業務の内容

別添『令和8年度土浦市結婚支援イベント開催業務委託仕様書』のとおり。

なお、契約候補者を決定した後、提案内容により、内容を適宜調整して契約締結をする場合があることに留意すること。

4 業務委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日（金）まで

5 委託金額等

6,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意の上、この金額で提案する企画に係る一切の経費を見込み、その内訳を明示すること。

6 契約候補者の特定方法

公募型プロポーザル方式

7 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、参加申込書提出時点において次の要件を全て満たす法人（個人での参加は不可）とする。

- (1) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第2

- 25号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 土浦市請負工事等における暴力団等の排除対策措置要綱(平成20年土浦市告示第136号)に基づく排除措置を受けている状態が継続している者でないこと。
- (5) 結婚支援イベントの開催業務についての受注実績を有すること。ただし、業務が完了しているものに限る。

8 応募書類

- (1) 参加表明書(様式第1号)
- (2) 資格要件に係る宣誓書(様式第2号)
- (3) 法人等の概要書(様式第3号)
- (4) 直近2事業年度の決算書
- (5) 会社概要(会社案内、パンフレット等)
- (6) 企画提案提出書(様式第4号)
- (7) 企画提案書(様式任意、サイズはA4版とする。)

企画提案書については、以下の事項について記載すること。

ア 業務全体に対する基本的な考え方、取組方針

事業実施に有効と思われる、一定の知見、有益な独自のツールやネットワーク等について記載すること。

イ 業務内容について

業務の実施方法等について、具体的に記載すること。

ウ 業務工程表

業務を遂行するための実施手順、人員配置等を記載した計画を作成すること。また、イベント日程については、宣伝・広報及び参加者の募集に必要な期間を踏まえた上で、可能な限り具体的な開催候補日を記載すること。

エ 業務の執行体制

本業務の実施体制について、氏名、所属部署、役職名、略歴、主な専門分野、本業務の遂行に有益な関連業務実績及び資格、スキル等を記載すること。なお、一部再委託等により事業を実施する場合は、連携する事業者や団体等を記載すること。

オ その他、業務趣旨に沿った特別な取組、ネットワーク等

業務内容に関して独自の提案や、業務を遂行するに当たり活用できる独自のネットワーク等があれば、その内容を具体的に記載すること。

- (8) 事業に係る経費の見積書

ア 本業務に係る経費の積算内訳について、具体的に示すこと。

提案額は6,700,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とすること。

イ 人件費は、単価及び日数を明記すること。

ウ 消費税及び地方消費税の額が分かるよう記載すること。

9 実施スケジュール等

(1) 全体スケジュール

令和8年4月24日（金）	応募要領等の公告（市ホームページへの掲載）
令和8年4月24日（金）から 5月8日（金）午後5時00分まで	質問書の提出期間
令和8年5月15日（金）まで	質問書への回答（市ホームページへの掲載）
令和8年4月24日（金）から 5月20日（水）午後5時00分まで	参加表明書の提出期間
令和8年5月21日（木）から 5月22日（金）まで	参加資格要件の確認・提案者の選定
令和8年5月25日（月）	選定結果の通知
令和8年5月25日（月）から 6月15日（月）午後5時00分まで	技術提案書の提出期間
令和8年6月19日（金）	選定委員会の開催（プレゼンテーション等）
令和8年6月下旬	契約候補者の特定結果の通知及び公表
令和8年6月末	契約候補者との業務委託契約の締結

※ 公募型プロポーザルの実施に関する説明会は、実施しない。

(2) 質問の受付及び回答

この応募要領の内容に関する質問等は、令和8年5月8日（金）午後5時まで、質問票（様式第5号）により、電子メールでのみ受け付ける。

質問に対する回答は、令和8年5月15日（金）午後5時までに、電子メールにより実施する。

なお、質問に対する回答は、公平性の観点から、市ホームページ等に掲載するものとする。

(3) 参加表明書等の提出（8応募書類の（1）～（5））

令和8年5月20日（水）午後5時を期限とする。期限までの平日午前9時から午後5時までに原則として電子メールにより提出すること。

(4) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認は、参加表明書の提出日を基準として、この応募要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たしていることが確認できない場合及び参加表明書の提出日から契約締結日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。

(5) 選定結果の通知等

参加表明者について審査し、企画提案書を提出することができる者（以下「提案者」という。）を選定し、全ての参加表明者に対し、選定結果を通知する。

また、提案者に対し、企画提案書等の提出を依頼する。

(6) 参加辞退届の提出

参加表明後、公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）により届け出ること。

(7) 企画提案書等の提出（8応募書類の（6）～（8））

ア 提出期間等

令和8年6月15日（月）午後5時を期限とする。期限までの平日午前9時から午後5時までに原則として電子メールにより提出すること。

※ 特別な事情により持参又は郵送（必着、送付記録が残るものに限る。）とする場合は、あらかじめその旨を申し出ること。

イ 提出部数

持参又は郵送による場合は、8に記載する応募書類について、（1）～（6）は各1部、（7）、（8）は各6部を提出すること。

(8) 審査

ア 審査方法

提案者は、提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーション審査に参加するものとする。ただし、企画提案書の提出者が1者のみであった場合は、プレゼンテーション審査は実施せず、書面のみによる審査とすることがある。また、企画提案書の提出者が多数あった場合は、書面による審査を実施し、上位の者をプレゼンテーションによる審査の対象とすることがある。

(ア) 日時 令和8年6月19日（金）午後2時から

(イ) 場所 土浦市役所本庁舎2階男女共同参画センター研修室1・2

※ 時間については、8の応募書類の提出により参加者が決定した後に連絡する。

(ウ) 説明時間 20分以内（説明終了後、10分以内の質疑応答を予定）

※ 画面による説明、書類による説明いずれも可とする。画面による説明に備え、事務局でプロジェクター、HDMIケーブルを用意するため、提案者は、パソコン、プレゼンテーションデータ等を用意すること。

(エ) 留意事項 プレゼンテーションは、先に提出した企画提案書（データ可）に基づいて実施すること。

※ 日時及び場所については、変更・追加となる場合がある。

イ 審査

事務局内に設置した「土浦市結婚支援イベント開催業務委託プロポーザル選定委員会」において、以下ウの選考基準により審査を実施し、契約候補者1者を選定する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

審査内容に関する質疑及び採点理由等に関する問い合わせには、審査業務の適正な執行を期するため、一切応じないものとする。

ウ 選考基準

企画提案については、以下の項目により評価を実施する。

項目及び配点	評価内容	配点
会社の財務状況	経営状況は健全であるか ・過去の決算状況に問題がないか ・資本金の額が十分か	10
会社の実績	結婚支援イベント業務の実績は豊富か ・実績の回数や内容は十分か ・自治体からの受注実績があるか ・会社側に起因する事故やトラブルが起きていないか ・経験豊富なスタッフがいるか ・参加者の安全や個人情報等に係る管理体制が整っているか	30
提案の内容	企画内容は訴求力が高いものか ・参加者にとって魅力的な内容であるか ・独自性や創意工夫がみられるか ・イベントの流れが無理なく分かりやすいか	20
	募集方法が効果的かつ現実的か ・募集期間や手続に無理がないか ・募集方法が具体的かつ実行可能であるか ・SNS等の各媒体が有効に活用されているか	10
	効果が期待できる仕組み等はあるか ・初対面でも話しやすい雰囲気づくりの工夫があるか ・参加者の交流が狭い範囲に限定されないような仕組みがあるか ・参加者へのスタッフのサポート体制が十分か ・マッチング後のフォローが十分か	20
提案見積額		10
合計		100

※提案見積額を除く各項目について、配点の5割を最低基準点とし、これに満たない場合は選定対象外とする。

※評価点が満点の6割以上の提案がない場合、契約候補者の該当なしとする。

(9) 特定結果の通知及び公表

特定結果は、全ての提案者に通知するとともに、市ホームページにおいて、全ての提案者の評価項目ごとの評価点及び評価点合計を公表する。ただし、契約候補者以外の提案者名については公表しない。

10 契約の締結等

- (1) 契約候補者の特定後、契約候補者から見積書を徴する。当該見積書の額が、提案時に提出した提案見積額の範囲内である契約候補者を本業務の契約の相手方として契約を締結する。
- (2) 契約候補者の辞退その他の理由により契約締結に至らなかった場合は、選定委員会における評価の順位が次順位の提案者を契約候補者とする。

11 その他留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の応募、作成及び提出に関する費用は、全て提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を処することがある。
- (4) 企画提案の審査は、提出された内容に基づき実施するが、契約候補者を特定した後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らないことを確認する。また、委託金額については、契約候補者の特定後、見積書を徴し別途決定する。
- (5) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）や土浦市契約規則（平成20年土浦市規則第14号）をはじめとする諸規定が適用される。

12 問い合わせ先及び応募書類の提出先

土浦市こども未来部こども政策課

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

電話：029-826-1111（内線2280）

電子メール：ko-seisaku@city.tsuchiura.lg.jp

※ データ容量が10MBを超える場合には、土浦市が運用するいばらき大容量ファイル交換システムにより送受信するため、あらかじめその旨を申し出ること。